

平成 19(2007)年 3 月 2 日  
独立行政法人 都市再生機構

## 平成 18 年度独立行政法人都市再生機構事業評価 監視委員会の開催について

独立行政法人都市再生機構では、平成 19 年 2 月 19 日に平成 18 年度第 2 回独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会を開催しましたので、その内容についてお知らせいたします。

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 業務企画部 事業監理室  
(電話) 045-650-0384  
本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当  
(電話) 045-650-0887

——— 街に、ルネッサンス ———



UR 都市機構

## 平成18年度独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会の開催について

平成18年度第2回独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会を下記のとおり開催致しました。

### 記

#### 1 開催日等

- (1) 日 時：平成19年2月19日（月）13：00～15：00
- (2) 開催場所：独立行政法人都市再生機構 新宿アイランドタワー15階大会議室

#### 2 事業評価監視委員（五十音順）

- 井 上 繁 （常磐大学コミュニティ振興学部教授）
- 岸 井 隆 幸 （日本大学理工学部教授）
- 黒 川 洸 （東京工業大学名誉教授）（委員長代理）
- 小澤 紀美子 （東京学芸大学教育学部教授）
- 高橋 潤二郎 （慶應義塾大学名誉教授）（委員長代理）
- 巽 和 夫 （京都大学名誉教授）（委員長）
- 田中 順一郎 （三井不動産株式会社社長）
- 奈良 道博 （弁護士）

なお、岸井委員は欠席されております。

#### 3 評価対象事業

別紙のとおり

#### 4 審議

- (1) 平成18年度再評価対象事業（2地区）
- (2) 平成18年度事後評価対象事業（3地区）

#### 5 事業評価監視委員会の内容

別紙のとおり審議されました。

#### 6 事業評価監視委員会提出資料及び議事概要の公開

平成19年3月上旬を目途に都市機構支社等にて閲覧に付します。

以 上

【別紙】

平成18年度第2回事業評価監視委員会の審議の概要

(1) 再評価地区の対応方針案とそれに対する委員会の意見

地区名	所在地	対応方針案	左記に対する 事業評価監視 委員会の意見
		理由及び見直し計画の内容	
<small>かしのふくとしん</small> 香椎副都心地区 〔土地区画整理事業〕 (都市機能更新型)	福岡県 福岡市	事業継続  〔理由〕 ・ 建物移転方法を見直したことに伴い、前回再評価時点と比べ、今回変更予定の計画では事業期間が2年延長するが、平成21年度換地処分に向けて事業の着実な進捗が見込まれること、及び鉄道高架の完成により、利便性が向上し、堅調な宅地需要が見込まれることから「事業継続」	対応方針案のとおり
<small>いんばちゅうおう</small> 印旛中央地区 〔土地区画整理事業〕	千葉県 印旛郡 印旛村	(審議を継続する)  〔理由〕 ・ 以下の理由から機構が施行主体となって事業を実施することは困難である。  ① 隣接する千葉ニュータウンでは、大量の販売用地を今後処分することから、本地区で今後事業を実施しても、平成30年度までに本地区の用地処分の完了は見込めない。 ② 今後の手続き、及び工事工程を考慮すると、平成25年度までに本地区の工事完了は見込めない。  ・ ただし、当地区の将来像について、現時点で地元公共団体や地権者とその方向性などを調整中であるため、審議を継続する。  ・ 今後、早急に対応方針案を策定する。  (注) 独立行政法人都市再生機構中期目標において、ニュータウン整備事業は、『第二期中期目標期間中(平成25年度末)に工事を完了し、第三期中期目標期間中(平成30年度末)に供給・処分を完了する』こととなっている。	対応方針案のとおり

(2) 事後評価地区の対応方針案とそれに対する委員会の意見

地区名	所在地	対応方針案等		左記に対する事業評価監視委員会の意見
<p>はるみ いっちょうめひがし 晴海一丁目東地区 [市街地再開発事業]</p>	<p>東京都 中央区</p>	<p>今後の事後評価の必要性</p>	<p>無 ・ 今回の事後評価により、当事業の目的を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できたため、今後の事後評価は必要としない。</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>改善措置の必要性</p>	<p>無 ・ 事業により、公共施設整備も含んだ業務・商業・住宅機能が調和した良好な複合市街地が形成されており、目的を達成していると認識できるため、改善措置は必要としない。</p>			
<p>同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等 (当該事業からの知見等)</p>	<p>・ 当地区は、今後も、周辺地区の整備に伴い波及効果が期待されることや水辺のネットワーク等が形成されることにより、都市環境が改善されることから、その効果を把握していくよう努める。 ・ 当地区は、再開発組合と協調して一体的なまちづくりを実施していることや民間参画誘導の制度を活用しているなど、民間と適切に役割分担しながら事業を実施している。今後、同種事業においても、積極的に民間活力を導入していくよう努める。</p>			
<p>しおみ 潮見地区 [住宅市街地総合整備事業] (住宅建設事業)</p>	<p>東京都 江東区</p>	<p>今後の事後評価の必要性</p>	<p>無 ・ 今回の事後評価により、当事業の目的を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できたため、今後の事後評価は必要としない。</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
<p>改善措置の必要性</p>	<p>無 ・ 事業により、地域に不足する賃貸住宅の供給を実施し、スーパーマーケットや生活利便施設の誘致により、事業目的を達成していると認識できるため、改善措置は必要としない。</p>			

<p>しおみ 潮見地区 〔住宅市街地総合 整備事業〕 (住宅建設事業)</p>	<p>東京都 江東区</p>	<p>同種事業の計 画・調査のあ り方や事業評 価手法の見直 しの必要性等 (当該事業か らの知見等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸住宅の供給と併せた生活利便施設等の誘致により、駅前の良好な住環境整備が実現されている点を踏まえ、今後とも地区の特性・市場環境を踏まえた取り組みを実施していくよう努める。</li> <li>・ なお、当地区ではペット共生住宅の導入にも取り組んでいるところがあるので、ハード・ソフト対策を評価し、今後の運営に反映するよう努める。</li> </ul>	<p>対応方針案の とおり</p>
<p>うべしんとし 宇部新都市地区 〔土地区画整理事業〕</p>	<p>山口県 宇部市</p>	<p>今後の事後 評価の必要性</p>	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の整備や良好な環境を有する宅地整備は完了しているが、地区全体で施設用地等の未処分地を多く抱えていることから、都市機能の充実を図った後の状況を、再度事後評価する必要がある。</li> </ul>	<p>対応方針案の とおり</p> <p>地方公共団体等と協力して、新旧市街地等の連携、並びに、優れた地域特性を活かしたまちづくりについても検討すべきである。</p>
<p>改善措置 の必要性</p>	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区全体で施設用地等の未処分地を多く抱えていることから、今後とも県市と連携して企業が進出しやすい環境を整え、施設誘致を促進し都市機能の充実を図る。</li> </ul>			
<p>同種事業の計 画・調査のあ り方や事業評 価手法の見直 しの必要性等 (当該事業か らの知見等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業初期段階から地方公共団体と役割分担を行うなど連携を密にして事業を推進したことにより、計画的な基盤整備を行い、宅地処分でリスクを分散することができた点は、今後の同種事業への知見となる。</li> </ul>			

### (3) 共通意見

都市再生機構は、地方公共団体や民間企業と協力して事業を実施する場合に、それに伴うリスクに配慮しつつ、公的機関としての機構の果たすべき政策的意義と役割を勘案して、推進すべきである。

以 上